

ケアハウスきらら 重要事項説明書

1. 事業主体の概要

設置主体名	社会福祉法人 長茂会
経営主体名	社会福祉法人 長茂会
法人所在地	三重県尾鷲市大字南浦 4587 番地 4
代表者氏名	理事長 世古 祐臣
電話番号	0597-22-8100

2. 利用施設の概要

施設の名称	ケアハウスきらら
施設長名	湊 芳紀
開設年月日	平成 7 年 2 月
施設の所在地	三重県尾鷲市大字南浦 4621 番地 2
電話番号	0597-22-8101
FAX番号	0597-23-2850
Eメール	keahausu-kirara@car.ocn.ne.jp
	定員・・・50 名 居室・・・個室 47 室 二人部屋 2 室 (各室ともミニキッチン、トイレ、洗面台、エアコン、 ナースコール付) 設備・・・食堂、浴室、洗濯室、娯楽室、談話コーナー、 理容室、相談室、医務室、会議室等

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	ケアハウスきららの運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき、ご利用者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とします。
施設運営の方針	サービスの提供に当たっては、ご利用者の意志や人格を尊重し、常にその方の立場に立って支援します。 また、地域や家庭との結びつきを大切にし、市町村や居宅サービス等その他の保健医療福祉サービスの提供者とも連携して適切なサービスの提供に努めます。

4. 施設サービスの概要

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> 栄養バランスとご利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 <p>【食事時間】 朝食 7時30分～8時30分 昼食 12時00分～13時00分 おやつ 15時00分～15時30分 夕食 17時30分～18時30分</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身状態等の理由により、希望に応じて、粥食、一口カット食、刻み食等を提供します。 臥床時等、必要に応じて居室配膳も行います。 行事食、外食等も実施しています。 食事に関する相談に応じます。 アンケートの実施等により、ご利用者の嗜好に配慮します。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> 週3回以上の入浴を行います。 男性：月・水・金曜日 女性：火・木・土曜日 夏期は毎日シャワーが利用できます。 <p>【入浴時間】 10時00分～16時00分</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、ホームヘルパーによる付き添い入浴も可能です。
洗濯	<ul style="list-style-type: none"> 洗濯は、基本的にご利用者本人が行います。 利用時間：6時00分～19時00分まで
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な血圧・体重測定を行います。 嘱託医により月2回の診察を行い健康管理に努めます。 年1回、胸部レントゲン検診を行います。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> 当施設は、ご利用者及び身元保証人等から、ご利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> 当施設では、ご利用者からの要望等を考慮し、年間行事計画を作成して、教養娯楽、外出支援、日常生活支援、クラブ活動支援等を行います。

5. 利用料（月額利用料金）

①サービス提供に要する費用
人件費・施設維持管理費等、三重県の基準で定められた料金です。
②生活費
食材料費及び共用部分に係る光熱水費です。
③居住に要する費用
家賃相当の費用です。
④光熱水費
居室内で使用される電気・水道料金です。
※電気料金は、中部電力従量電灯B（30A）の料金を基に徴収します。ただし、料金改定に伴って変更される場合があります。
※水道料金は、一人月額1,500円を徴収します。

⑤その他の費用

親睦旅行その他の施設行事に参加を希望する場合、又はご利用者の希望により別に定める施設が行う特別なサービスを利用した場合、実費相当額をお支払いいただきます。

※11月から3月までは、冬期加算として一人月額2,190円が加算されます。

※月の途中で入居・退居された場合、②・③を日割りで計算します。

ただし、①については月初めに在籍している場合のみ請求します。

請求・支払い

- 利用料等納入通知書を受けましたときは、毎月10日までにお支払いください。
- お支払方法は、口座自動引き落とし、銀行振込み、現金払いから選んでいただけます。

別 表

ケアハウスきらら 利用者階層別料金表

(単位:円)

対象収入による階層区分		利 用 料 金				
		区 分	サービス提 供に要する 費用	生活費 (食費を含 む)	居住に要す る費用	利 用 費 合 計
1	1,500,000円以下	月 額	10,000	51,940	25,000	86,940
2	1,500,001円～1,600,000円	〃	13,000	51,940	25,000	89,940
3	1,600,001円～1,700,000円	〃	16,000	51,940	25,000	92,940
4	1,700,001円～1,800,000円	〃	19,000	51,940	25,000	95,940
5	1,800,001円～1,900,000円	〃	22,000	51,940	25,000	98,940
6	1,900,001円～2,000,000円	〃	25,000	51,940	25,000	101,940
7	2,000,001円～2,100,000円	〃	30,000	51,940	25,000	106,940
8	2,100,001円～2,200,000円	〃	35,000	51,940	25,000	111,940
9	2,200,001円～2,300,000円	〃	40,000	51,940	25,000	116,940
10	2,300,001円～2,400,000円	〃	45,000	51,940	25,000	121,940
11	2,400,001円～2,500,000円	〃	50,000	51,940	25,000	126,940
12	2,500,001円～2,600,000円	〃	57,000	51,940	25,000	133,940
13	2,600,001円～2,700,000円	〃	64,000	51,940	25,000	140,940
14	2,700,001円～2,800,000円	〃	69,500	51,940	25,000	146,440
15	2,800,001円～2,900,000円	〃	69,500	51,940	25,000	146,440
16	2,900,001円～3,000,000円	〃	69,500	51,940	25,000	146,440
17	3,000,001円～3,100,000円	〃	69,500	51,940	25,000	146,440
18	3,100,001円以上	〃	69,500	51,940	25,000	146,440
11月～3月は、冬期暖房費として一人月額2,190円加算されます。						

注1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2 本人からの「サービスの提供に要する費用」（月額）は、前項表により求めた額とします。

注3 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれのサービスの提供に要する費用については、前項表の額から30%を減額した額とします。この場合100円未満は切り捨てるものとします。

6. 緊急時の対応

ご利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。

協力医療機関等

医療機関の名称	尾鷲総合病院
所在地	三重県尾鷲市上野町5番25号
電話番号	0597-22-3111
診療科目	内科・外科・整形外科ほか

医療機関の名称	ひがし歯科医院
所在地	三重県尾鷲市中央町9番63号

医療機関の名称	あおい歯科クリニック
所在地	三重県尾鷲市南陽町10番6号

7. 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、身元保証人、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 身体拘束及び虐待防止について

原則として、ご利用者の自由を制限する身体拘束は行いません。ただし、生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、ご利用者及び身元保証人に十分な説明を行い、同意を得るものとします。

虐待防止について、施設は、ご利用者の人権の擁護及び虐待の防止のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

9. 個人情報の取扱いについて

当施設は、「個人情報保護の目的」に定めた範囲においてのみ、個人情報を利用します。特にプライバシー情報に関しては、職員の研修に努め漏洩に注意を払います。

また、情報を第三者に提供する場合には事前にご利用者の承認をいただき、あらかじめ示した用途以外には使用しません。

ただし、法令に基づく場合や人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合等であって、ご利用者の同意を得ることが困難であるときは、ご利用者の了解を得ることなく、必要かつ合理的な範囲において個人情報を取り扱わせていただきます。

10. 情報開示について

当施設は、ご利用者又は身元保証人からの書面請求にしたがって、ご利用者ご自身に関する情報を開示します。ただし、本人あるいは身元保証人でない方（他の家族等）からの請求につきましては、書面にてご本人の了解を得てからとなります。

11. 災害時の対策

当施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回以上ご利用者及び職員等の訓練を行います。

防災設備の概要	防火設備	避難階段、防火戸
	消防用設備	自動火災報知設備、消火器、避難誘導灯・誘導標識 非常放送設備、火災報知設備、屋内消火栓設備 自家発電設備、蓄電池設備、スプリンクラー設備
緊急連絡体制	自動転送システムの設置、緊急連絡網の整備	
消防避難訓練	年2回以上	

12. 当施設ご利用に際しての留意事項

外出・外泊	外出（短時間のものは除きます。）又は外泊される際には、施設長に届け出ていただきます。
来訪・宿泊	ご利用者の来訪者は、来訪した際、玄関に備え付けの台帳に氏名等をご記入いただきます。また、宿泊する際には、事前届け出のうえ、施設長の承諾が必要となります。
喫煙・飲酒	喫煙は、施設が指定する場所にてお願いします。所定の場所以外では吸わないでください。居室やベランダ等、施設内での喫煙は厳禁です。 飲酒は、医師からの制限がない限りおおむね自由ですが、他のご利用者に迷惑がかからないようにお願いします。
迷惑行為等	喧嘩、暴言暴行、中傷等、他人に迷惑をかける行為はしないようお願いします。
動物飼育	動物の飼育は、保健衛生上禁止しています。

13. 職員体制

職種	人員
施設長	1名
生活相談員	1名
介護職員	3名
医師	1名(嘱託)
調理員	委託

14. 第三者評価

第三者評価の実施の有無：無

実施した直近の年月日：

実施した評価機関の名称：

評価結果の開示状況：

※第三者評価の受審はありませんが、公認会計士による会計監査並びに法人理事による内部監査を毎年度実施しています。

15. 苦情相談窓口

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○ケアハウスきらら事務室

担当職名：生活相談員

受付時間：9時00分～17時00分(ただし、緊急の場合はこの限りでない)

電話：0597-22-8101

FAX：0597-23-2850

また、苦情受付ボックスを事務室前に設置しております。

(2) その他介護サービス苦情相談窓口

○三重県国民健康保険団体連合会保健介護福祉課介護障害福祉係

電話：059-222-4165

○尾鷲市役所市長部局福祉保健課高齢者福祉係

電話：0597-23-8201

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、施設の利用開始に同意いたしました。
また、当法人の「個人情報保護に関する規程」に基づき、必要な場合には個人情報の提示
に同意いたします。

令 和 年 月 日

【ご 利 用 者】

住 所 _____

氏 名 _____

【身元保証人】

住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____

【説 明 者】

ケアハウスきらら

職 名 _____

氏 名 _____